

練馬区現場代理人の常駐義務緩和に関する工事請負契約約款第9条第3項の規定の適用に係る運用基準

平成27年7月31日

27練総経第283号

(趣旨)

第1条 この基準は、工事請負契約約款第9条第3項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務の一部を緩和する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(緩和措置の内容)

第2条 現場代理人の常駐義務の緩和措置の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 現場代理人の常駐を要しない期間
- (2) 現場代理人の兼任を可能とする工事

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第3条 つぎのいずれかに該当する期間は、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、携帯電話等により常時発注者と連絡が取れる体制が整っている場合に限る。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第19条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場代理人の兼任を可能とする工事)

第4条 受注した工事について、つぎの各号の全てに該当する場合は、受注者は、合計で2件の工事まで現場代理人を兼任させることができる。

- (1) 練馬区(以下「区」という。)が発注した工事であること。
- (2) 単価契約の工事または契約金額3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の工事であること。
- (3) 工事現場が同一の区市町村内であること。
- (4) 発注者と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (5) 発注者が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (6) 区以外が発注する工事の現場代理人と兼任しないこと。

2 前項に規定する場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、受注者は、現場代理人を兼任させることができる。

- (1) 専任を必要とする主任技術者の兼任が認められた工事。ただし、監理技術者には適用しない。
- (2) 同一または別々の発注者が発注する、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等

に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することが認められた場合

（現場代理人の兼任ができない工事）

第5条 前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、兼任をすることができない。

- (1) 既に従事している工事において、現場代理人の常駐を求められているとき。
- (2) 兼任をすることが不相当であると発注者が認めるとき。

（現場代理人の兼任手続）

第6条 受注者は、現場代理人の兼任を希望する場合は、契約決定後、現場代理人兼任申請書（様式1）および兼任する全ての工事の工程表等の資料（以下、「申請書等」という。）を、それぞれの工事主管課に1部ずつ提出しなければならない。

（兼任する工事の契約変更時の取扱い）

第7条 受注者は、現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第4条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人を兼任させることができる。

（現場代理人兼任の取消し）

第8条 発注者は、兼任に係る工事について、受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じるおそれがあると認める場合、または申請書等に虚偽の記載があった場合には、当該兼任を取り消すことができる。

2 兼任取消し後、他の者を現場代理人に配置することができない等の理由により、直ちに是正がなされない場合は、区長は、当該契約の解除、指名停止および工事成績評定への反映等必要な措置を講ずるものとする。

（現場代理人の責務）

第9条 現場代理人は、兼任する場合において、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、発注者と常に連絡が取れる体制を確保しなければならない。

付 則

この基準は、平成27年9月1日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。

付 則（平成28年5月31日28練総経第329号）

この基準は、平成28年6月1日から施行する。